# 業務継続計画(BCP)

# 感染症編

# (児童福祉施設)

法人名:ブルースタイル沖縄 株式会社

施設・事業所名:児童デイサービスぐりっと経塚

代表者名 : 濱里正悟

管理者名 : 豊見城 把弥知

所在地 : 浦添市経塚606番地 団地そばCOMM 1F

電話番号 : 098-975-5883

作成日 : R7年 5月

改訂日 :

<u>目次</u>	
<u>日久</u> 1	総則
1.1	目的
1. 2	基本方針
1. 3	主管部門
1. 4	全体像
2.	平常時の対応
2. 1	対応主体
2. 2	対応事項
2.2	(1)体制構築・整備
	(2)感染防止に向けた取組の実施
	(3) 防護具、消毒液等備蓄品の確保
	(4)研修・訓練の実施
	(5) BCPの検証・見直し
3.	初動対応
3. 1	対応主体
	感染疑い者の発生
3. 2	対応事項
	(1)第一報
	(2) 感染疑い者(利用者)への対応
	(3)消毒・清掃等の実施
	検査
	IVE
4.	休業の検討
4. 1	対応主体
4. 2	対応事項
	(1) 都道府県、保健所等との連携
	(2) 訪問サービス等の実施検討
	(3)相談支援事業所との調整
	(4)利用者・家族への説明
	(5) 再開基準の明確化
	(3) 特別を平の別唯し
5.	感染拡大防止体制の確立
5. 1	対応主体
5. 2	対応事項 (4) (2) (2) (4)
	(1)保健所との連携
	(2)接触者への対応
	(3)防護具、消毒液等の確保
	(4)情報共有
	(5) 過重労働・メンタルヘルス対応
	(6)情報発信
	補足1 対応フローチャート ← ガイドライン第2版に合わせ修正あ
	補足3 情報伝達の流れ
	補足4 様式6の備蓄品の目安計算シート

様式1	推進体制の構成メンバー
様式2	施設外・事業所外連絡リスト
様式3	職員、入所者・利用者体温・体調チェックリスト
様式4	感染(疑い)者・接触(疑い)者管理リスト (必要応じて使用)
様式5	(部署ごと)職員緊急連絡網
様式6	備蓄品リスト
様式7	業務分類(優先業務の選定)
様式8	来所者立ち入り時体温チェックリスト

	関係様	
1. 総則	式	
・		
1.1 目的		
本計画は、感染症の感染者(感染疑いを含む)が事業所内で発生した場合においても、 サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、定めた実 施事項を平時から実行できるよう準備すべき事項を定める。		
I. 2 基本方針		
本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。		
①利用者の安全確保: 利用者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。		
②サービスの継続: 利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。		
③職員の安全確保: <sub>敵員の生命を守り、生活を維持しつつ感染拡大防止に努める。</sub>		
本計画の主管部門は、感染症対策委員会とする。	_	
1. 4. 全体像		
ゴイドラインの「感染(疑い)者発生時の対応フローチャート」に沿って感染症BCPを作成		
する。		
事前準備(平時対応)と感染疑い者が発生してからの対応(感染疑い者の発生~感染拡大防止体制の確立)の流れを踏まえて、作成していく。	【補足1】	
補足1】対応フローチャートを参照する。	_	
と、 一番時の対応 対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知、感染疑い事例発生の緊急時対応を見据え と事前準備を、下記で実施する。		
2. 1 対応主体		
惑染対策本部長(理事長 )統括のもと関係部門が一丸となって対応する。		
2.2 対応事項		
対応事項は以下のとおり。		
(1)体制構築・整備①		
●全体を統括する責任者: 理事長 比嘉えりか 代行者: 管理者 豊見城 把弥知		
	【様式1】	
●役割を認識し、スムーズに活動するために、担当者名/部署名には具体的な氏名、権 限と役割を記載する。推進体制を【様式1】推進体制の構成メンバーに示す。		
(1)体制構築·整備②		
■報告ルート、報告方法、連絡先等を事前に整理しておく。 ヴィドラインの9ページの「感染(疑い)者発生時の報告・情報共有先」を参考に整理し、	【補足2】	
1イトプインの9ペーンの「窓菜(疑い)有光生時の報告・情報共有元」を参考に整理し、 車絡リストを作成する。		
補足2】情報共有先別に担当者名を明記する。	【補足3】	
補足3】情報伝達の流れを整理する。 様式2】施設・事業所外連絡リストを作成する。	【様式2】	

·	

(2)感染防止に向けた取組の実施	
(2-1)感染症に関する最新情報(感染状況、政府や自治体の動向等)の収集	
●管理者が以下の情報収集と事業所内共有を行う。	
●厚生労働省、都道府県、市区町村、関連団体のホームページから最新の情報を収集 する。	
●関係機関、団体等からの情報を管理・利用する。	
●必要な情報は、事業所内で共有・周知する。 ミーティングで伝達し、情報を掲示する。 重要な情報は、マニュアル化し、教育を実施して徹底する。	
(2-2)基本的な感染症対策の徹底	
●ガイドラインの3-5. 感染防止に向けた取組を参考に対策を徹底する。 ・利用者、職員は日々健康管理を実施し記録する。感染が疑われる場合には即連絡する。	
・事業所内では、ソーシャルディスタンスを保つ生活を行う。マスクを着用する。 ・事業所入口に消毒液を置き、事業所内に入る時は職員全員が手指の消毒を行う。 ・定期的にテーブル、手摺、ドアノブ、照明スイッチなど多くの人が触れる箇所の消毒を行う。 う。	感染対策
・窓開け、機械換気などで換気を行う。	マニュア
・業者の事業所への立ち入りの際は、体温を計測し、発熱や咳などを確認し、記録を残す。	(様式な し)
●厚生労働省発行の「介護現場における感染対策の手引き」等を参考に整備する。 ●厚生労働省発行の「介護職員のための感染対策マニュアル」を参考に整備する。 ・感染防止マニュアルを作成し、教育を実施する。管理者はルールが守られているかを 確認する。	
(2-3)職員・利用者の体調管理	
<ul><li>●職員、利用者の日々の体調管理を行う。</li><li>【様式3】を用いて、管理者が毎日確認する。</li></ul>	
【様式3】職員、入所者・利用者 体温・体調チェックリストを印刷して用いる。	F1# 15 a 3
●お迎え時に体調を十分確認し、問題があれば、来所を見合わせることも検討する。体調不良があった場合の対応(管理者へ連絡し判断を仰ぐこと、欠席の場合の連携先や連絡方法のルール等)を記載する。 ・利用者が朝、体温等で異常がある場合は、事業所へ電話連絡をして頂くようにお願いする。	【様式3】
(2-4)事業所内出入り者の記録管理	
●事業所内出入り者を記録する。 【様式8】を用いて、管理者が毎日確認する。	【様式8】
【様式8】来所立ち入り時体温チェックリストを印刷して用いる。	
(2-5)緊急連絡網を整備	
●職員の緊急連絡網を整備する。	
【様式5】(部署ごと)職員緊急連絡網を整備する。	【様式5】
●複数の職員に同時連絡ができるSNSなどの活用も検討する。	
(3)防護具、消毒液等備蓄品の確保	
(3-1)保管先・在庫量の確認、備蓄	
●備蓄品を決める。次に必要数量を決め、防護具や消毒液等の在庫量・保管場所(広さも考慮する)、調達先等を明記するとともに職員に周知する。	【補足4】
【補足4】様式6の備蓄品の目安計算シートを参考に、必要量を求める。 【様式6】備蓄品リストに基づき担当者を決める。	【様式6】
【様式2】施設外・事業所外連絡先リストに調達先を記入する。	【様式2】
●感染が疑われる者への対応等により使用量が増加する可能性があること、発注後届くまでに時間がかかる可能性も考慮に入れ、備蓄量や発注ルールを確定し、記入する。	LTX IV.Z.
( a ) was the State of the	
(4)研修・訓練の実施	
(4-1)業務継続計画(BCP)を関係者で共有	
●策定したBCP計画を推進メンバーで抜けや漏れがないかを確認する。	

## (4-2)業務継続計画(BCP)の内容に関する研修 ●以下の教育を実施する。 (1)入職時研修 時期:入職時 •担当:管理者 ・方法:BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を説明する。 (2)BCP研修(全員を対象) •時期:毎年4月 •担当:主任 ・方法:BCPの概念や必要性、感染症に関する情報を共有する。 (3)外部BCP研修(全員を対象) •時期:毎年5月 •担当:外部講師 ・方法:外部のeラーニングを受講する。 (4-3)業務継続計画(BCP)の内容に沿った訓練(シミュレーション) ●以下の訓練(シミュレーション)を実施する。 •時期:毎年9月 •担当:管理者等 ・方法:感染者の発生を想定し、BCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物 資調達の 方法の確認などを 机上訓練及び実地訓練を実施する。 (5)BCPの検証・見直し (5-1)最新の動向や訓練等で洗い出された課題をBCPに反映 ●以下の活動を定期的に行い、BCPを見直す。 毎年5月に管理者等が理事会に報告する。 ・BCPに関連した最新の動向を把握し、BCPを見直す。 ・教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてBCPを見直す。 ・訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPに反映させる。 3. 初動対応 感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な行動ができるよう準備して おく。 3.1 対応主体 |災害対策本部長の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。 【様式1】 感染疑い者の発生 ●送迎に当たっては、送迎車に乗る前に、利用者・家族又は職員が利用者の体温を計 測し、発熱が認められる場合には、原則、利用を見合わせる。 ●利用者にいつもと違う症状や強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状や、発熱、咳、 頭痛などの比較的軽い風邪症状等が確認された場合、速やかに感染症を疑い対応す ●また、速やかに医師等に相談する。 ●職員は、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底し、感染が疑 われる場合は主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指 示を受けること。 ●管理者は、日頃から職員の健康管理にも留意するとともに、体調不良を申出しやすい 環境を整える。 感染疑い者を発見したら、速やかに「初動対応」を実行する。 3.2 対応事項 (1)第一報 (1-1)管理者への報告 【補足2】 【補足3】 ●感染疑い者が発生した場合は、担当職員は、速やかに管理者等に報告する。 (1-2)地域での身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡

●主治医や地域で身近な医療機関、あるいは、受診・相談センターへ電話連絡し、指示を受ける。	【様式2】
通所利用者であること、氏名、年齢、症状、経過等を伝える。	
(1-3)事業所内・本社への情報共有	
<ul><li>●状況について事業所内で共有する。</li><li>氏名、年齢、症状、経過、今後の対応等を共有する。</li></ul>	
●事業所内においては、掲示板や社内イントラネット等の通信技術を活用し、施設内で の感染拡大に注意する。	【様式3】
<ul><li>●本社の担当窓口へ情報共有を行い、必要に応じて指示を仰ぐ。管理者は施設内で情報共有を行う。</li></ul>	
(1-4)指定権者への報告	
●管理者等は保健所へ連絡を行い、指示を仰ぐ。	
●管理者等は都道府県(指定権者)へ報告する。	【様式2】
●電話により現時点での情報を報告・共有するとともに必要に応じて文書にて報告を行う。	【様式3】
(1-5)相談支援事業所への報告	
●当該利用者を担当する相談支援事業所に情報提供を行い、必要となる代替サービス の確保・調整等、利用者支援の観点で必要な対応がとられるよう努める。	
●また、当該利用者が利用している他サービス事業者への情報共有を依頼する。	【様式2】
<ul><li>■早急に対応が必要な場合などは、当該利用者が利用している他サービス事業者への 情報共有を速やかに行う。</li></ul>	【様式3】
●電話等で直ちに報告するとともに、必要に応じて文書にて詳細を報告する。	
(1-6)家族への報告	
<ul><li>●状況ついて当該利用者家族へ報告する。その際、利用者の状態や症状の経過、受診・検査の実施等の今後の予定について共有する。</li></ul>	
(2)感染疑い者(利用者)への対応	
<利用休止> ■利用を見合わせた利用者については、当該利用者を担当する相談支援事業所に情報提供を行い、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で必要な対応がとられるよう努める。	
<医療機関受診> ■利用中の場合は、第一報で連絡した医療機関、受診・相談センターの指示に従い、医療機関のへ受診等を行う。	【様式3】
(2) ※主、注目等の中位	
(3)消毒・清掃等の実施	
(3-1)場所(居室、共用スペース等)、方法の確認	
<ul><li>●感染疑い者が利用した共有場所の消毒・清掃を行う。例えば、出入口、デイルームのドアノブ、座席やテーブル、トイレのドアノブ、水洗レバー、洗面所の蛇口等の高頻度接触面。</li></ul>	
●手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、水拭きし、乾燥させる。	
●保健所の指示がある場合は、その指示に従うこと。	
10.45	

<ul> <li>○ (株性の場合 &gt; 利用を継続する。</li> <li>(株産金銀果の捉え方) &gt; 検査の構度は100%ではなく、きちんと検体が採取できていない場合やウイルス量が少ない時期に検査し、開性が出る場合もあることを理解する。</li></ul>	●検査結果を待っている間は、陽性の場合に備え、感染拡大防止体制確立の準備を行	
●利用を継続する。  (検査結果の捉え方)		
●利用を継続する。  (検査結果の捉え方)	<陰性の場合>	
・検査の精度は100%ではなく、きちんと検体が採取できていない場合やウイルス量が少ない時期に検査し、陰性が出る場合もあることを理解する。> 検査結果は絶対的なものではないため、一度陰性であったとしても、感染が疑われることがあれば、再度相談する必要がある。  4. 休業の検討 4. 1 対応主体 災害対策本部長の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。  【様式1】 4. 2 対応事項 (1) 都道府県、保健所等との調整 ●感染者の人数、濃厚接触者の状況、勤務可能な職員の人数、消毒の状況等に応じて、休業を検討する指機を明確にしておく、(様式7]業務分類(優先業務の選定)を行い、サービス提供の優先順位を明確にしておく。(様式7]業務分類(優先業務の選定)を行い、サービス提供の優先順位を明確にしておく。(様式7]業務分類(優先業務の選定)を行い、サービス提供の優先順位と明確にしておく。(様式7]人様元1)炎害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。 ●感染の疑いのある利用者が、少数であり陰性と判断されるまでの間については一時的に提供を休止する場合がある。 (②)訪問サービス等の実施検討 ●利用者のニーズや対応可能な職員に応じて、訪問サービスの実施を検討する。 ●訪問サービスが必要な利用者の優先度、およびケアの内容を事前に検討しておく。(様式9]炎害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合ってあく。 ●診問サービスが必要な利用者の優先度、およびケアの内容を事前に検討しておく。(様式9] (様式9) (様式1) (後先度を話し合ってあく。 ●非常健師の指示、指導助言に従い業務停止日と業務再開日を提示する。 ●業務体健師の指示、指導助言に従い業務停止日と業務再開日を提示する。 ●業務体に可いて説明を経過した場合業務を明示、また、業務停止中の消毒等の情報や従業員の健康状態より、停止期間といて説明を経過した場合業務を再開する。 ●体健所からの株業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ●体健所からの株業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ●体健所からの株実要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ●様限所からの株実要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ●様限所からの株実要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ●様限用の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として違めが表する。 ●様限用の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として違いが表情を指する。 ●様と期間に再開となる自を通知する。 ●様と新れていて説明を確定する。 ●様と対応するによりに対応する。 ●様と対応するによりに対応する。 ●様と前に表情を記述しておる。 ●様と前に表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表	●利用を継続する。	
少ない時期に検査し、陰性が出る場合もあることを理解する。 ・検査結果は絶対的なものではないため、一度陰性であったとしても、感染が疑われることがあれば、再度相談する必要がある。  4. 休業の検討 4. 1 対応主体 災害対策本部長の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。  【様式1】  4. 2 対応事項 (1)都道府県、保健所等との調整 ●感染者の人数、濃厚接触者の状況、勤務可能な職員の人数、消毒の状況等に応じて、体業を検討する情報を明確にしておく、「様式2】以書時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。 「様式3」災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。 ●感染の疑いのある利用者が、少数であり陰性と判断されるまでの間については一時的に提供を休止する場合がある。 (2)訪問サービス等の実施検討 ●刑年者の二ズや対応可能な職員に応じて、訪問サービスの実施を検討する。 ●新問サービスが必要な利用者の優先度、およびケアの内容を事前に検討しておく。 (様式9】災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。 ●利用者の二ズや対応可能な職員に応じて、訪問サービスの実施を検討する。 ●利用者の二ズや対応可能な職員に応じて、訪問サービスの実施を検討する。 ●利用者の二ズや対応可能な職員に応じて、訪問サービスの実施を検討する。 ●利用者を記入してびからの場合を表した場合を表した場合に表に対応がある。 ●乗務停止期間における事業所窓口等を明示、また、業務停止中の消毒等の情報や従業員の健康健康の財産・こかて説明を行う。 ●出来る限り、文書により提示する。 ●保健所からの体業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ●停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。 ●停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間となる自を通知する。  ●停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。 ●療と財用の事業所内における計画等の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ●療と期間となる自を通知する。  ●療と財間に対しておく。  ●療と期間に対しておける対応することができるよう準備しておく。		
<ul> <li>★ 株 本 の 検討</li> <li>4. 休 東 の 検討</li> <li>4. 休 東 の 検討</li> <li>4. 1 対応 主体</li> <li>災害対策本部長の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。</li> <li>【様式1】</li> <li>4. 2 対応事項</li> <li>(1) 都道府県、保健所等との調整</li> <li>●</li></ul>		
4. 1 対応主体 災害対策本部長の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。  【様式1】  4. 2 対応事項 (1) 都道府県、保健所等との調整 ●感染者の人数、濃厚接触者の状況、勤務可能な職員の人数、消毒の状況等に応じて、休業を検討する指標を明確にしておく。 【株式7]業務分類(優先業務の選定)を行い、サービス提供の優先順位を明確にしておく。 【株式7]業務分類(優先業務の選定)を行い、サービス提供の優先順位を明確にしておく。 【株式7]【様式9]災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。 ●感染の疑いのある利用者が、少数であり陰性と判断されるまでの間については一時的に提供を休止する場合がある。 ●が問サービス等の実施検討 ●利用者のニーズや対応可能な職員に応じて、訪問サービスの実施を検討する。 ●訪問サービスが必要な利用者の優先度、およびケアの内容を事前に検討しておく。 【様式9】(後書時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。 (4) 利用者・家族への説明 ●管轄保健所の指示、指導助言に従い業務停止日と業務再開日を提示する。 ●素務停止期間における事業所窓口等を明示、また、業務停止中の消毒等の情報や従業員の対応等について説明を行う。 ●出期間といて説明を行う。 ●出期間中の事業所のはおける消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。 ●産・無務を再開することが書きるが表されてきた関係機関に再開となる旨を通知する。  ● 季務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。  5. 感染拡大防止体制の確立 感染強大防止体制の確立 感染強大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。		
び書対策本部長の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。  (1) 都道府県、保健所等との調整 ●感染者の人数、濃厚接触者の状況、勤務可能な職員の人数、消毒の状況等に応じて、休業を検討する指標を明確にしておく、 [様式7]業務分類(優先業務の選定)を行い、サービス提供の優先順位を明確にしておく。 (様式2]災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。 「様式9]災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。 ●懸染の疑いのある利用者が、少数であり陰性と判断されるまでの間については一時的に提供を休止する場合がある。 ●影梁の疑いのある利用者が、少数であり陰性と判断されるまでの間については一時的に提供を休止する場合がある。 ● 訓問サービス等の実施検討 ● 利用者のニーズや対応可能な職員に応じて、訪問サービスの実施を検討する。 ● 訓問サービスが必要な利用者の優先度、およびケアの内容を事前に検討しておく。 (様式9)災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。  ● 業務停止期間における事業所窓口等を明示、また、業務停止中の消毒等の情報や従業員の対応等について説明を行う。 ● 仕来る限り、文書により提示する。 ● 保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ● 保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ● 保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ● 保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ● 保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ● 保止期間しおける消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。 ● 禁務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を適知する。  ● 禁務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を適知する。		
(1) 都道府県、保健所等との調整 ●感染者の入数、源厚接触者の状況、勤務可能な職員の人数、消毒の状況等に応じて、休業を検討する指爆を明確にしておく。 【様式7] 業務分類(優先業務の選定)を行い、サービス提供の優先順位を明確にしておく。 【様式2] (機元9) ※ 事前に、優先的にサービスを提供すべき利用者をリストアップしておく。 【様式2] ※ 事前に、優先的にサービスを提供すべき利用者をリストアップしておく。 【様式3] ※ 事時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。 「様式9] ※ 感染の疑いのある利用者が、少数であり陰性と判断されるまでの間については一時的に提供を休止する場合がある。 (2) 訪問サービス等の実施検討 ● 利用者のニーズや対応可能な職員に応じて、訪問サービスの実施を検討する。 ● 訪問サービスが必要な利用者の優先度、およびケアの内容を事前に検討しておく。 【様式9] (様式9) ② 書時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。  (様式9) ② 書時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。 ● 業務停止期間における事業所窓口等を明示、また、業務停止中の消毒等の情報や従業員の対応等について説明を行う。 ● 出来る限り、文書により提示する。 (4) 再開基準の明確化 ● 保健所からの体業更請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ● 体健所からの体業更請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ● 体健所からの体業更請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ● 体健所からの体素更請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ● 体健所があるの体素を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。  ● 整務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。  5. <b>感染拡大防止体制の確立</b> 感染接入 <b>大助止体制の確立</b> 感染接入 <b>大助止体制の確立</b> を決定しておく。  5. <b>1 対応主体</b>	4. 1 対応主体	
(1) 都道府県、保健所等との調整  ●感染者の人数、濃厚接触者の状況、勤務可能な職員の人数、消毒の状況等に応じて、休業を検討する指標を明確にしておく。  (本式7)業務分類(優先業務の選定)を行い、サービス提供の優先順位を明確にしておく。 (本式7)業務分類(優先業務の選定)を行い、サービス提供の優先順位を明確にしておく。  ●事前に、優先的にサービスを提供すべき利用者をリストアップしておく。  (様式7) 【様式7】 【様式7】 【様式7】 【様式7】 【様式9】 ●感染の疑いのある利用者が、少数であり陰性と判断されるまでの間については一時的に提供を休止する場合がある。  ● 別用者のニーズや対応可能な職員に応じて、訪問サービスの実施を検討する。  ● 動間サービス等の要施検討  ● 利用者のニーズや対応可能な職員に応じて、訪問サービスの実施を検討しておく。 【様式9】 ② お問サービスが必要な利用者の優先度、およびケアの内容を事前に検討しておく。 【様式9】 ② お問サービスが必要な利用者の優先度、およびケアの内容を事前に検討しておく。 【様式9】 ② 本語・利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。  ● 等轄保健所の指示、指導助言に従い業務停止日と業務再開日を提示する。  ● 業務停止期間における事業所窓口等を明示、また、業務停止中の消毒等の情報や従業員の対応等について説明を行う。  ● 出来る限り、文書により提示する。  (4) 再開基準の明確化  ● 保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。  ● 係健所がらの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。  ● 係性期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。  ● 係と期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。  ● 係と期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。  ● 「教養工作」というに表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま	災害対策本部長の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。	【様式1】
(1)都道府県、保健所等との調整  ●感染者の人数、濃厚接触者の状況、勤務可能な職員の人数、消毒の状況等に応じて、休業を検討する指標を明確にしておく。  (本式7)業務分類(優先業務の選定)を行い、サービス提供の優先順位を明確にしておく。  ●事前に、優先的にサービスを提供すべき利用者をリストアップしておく。  (棒式9)災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。  ●感染の疑いのある利用者が、少数であり陰性と判断されるまでの間については一時的に提供を休止する場合がある。  (2)訪問サービス等の実施検討  ●利用者のニーズや対応可能な職員に応じて、訪問サービスの実施を検討する。  ●訪問サービスが必要な利用者の優先度、およびケアの内容を事前に検討しておく。  (様式9)災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。  ●蘇門・利用者の事業所窓口等を明示、また、業務停止中の消毒等の情報や従業員の対応等について説明を行う。  ●出来る限り、文書により提示する。  (4)再開基準の明確化  ●保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。  ●保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。  ●保健所がらの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。  ●保健所がらの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。  ●保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。  ●保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。  ●保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。  ●保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。  ●保健開からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。  ●保健開からの休業要請の場合は、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。  「教養本人防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。  5. 感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。		
<ul> <li>●感染者の人数、濃厚接触者の状況、勤務可能な職員の人数、消毒の状況等に応じて、体業を検討する指標を明確にしておく。         <ul> <li>【株式7】業務分類(優先業務の選定)を行い、サービス提供の優先順位を明確にしておく。</li> <li>【様式7】(様式9)災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。</li> <li>【様式9]災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。</li> <li>●感染の疑いのある利用者が、少数であり陰性と判断されるまでの間については一時的に提供を休止する場合がある。</li> <li>(2)訪問サービス等の実施検討</li> <li>●利用者のニーズや対応可能な職員に応じて、訪問サービスの実施を検討する。</li> <li>●訪問サービスが必要な利用者の優先度、およびケアの内容を事前に検討しておく。</li> <li>【様式9】</li> <li>(様式9】を持定する。</li> <li>●計間サービスが必要な利用者の優先度、およびケアの内容を事前に検討しておく。</li> <li>【様式9】</li> <li>(様式9】を持定する。</li> </ul> </li> <li>(3)利用者・家族への説明</li> <li>●管轄保健所の指示、指導助言に従い業務停止日と業務再開日を提示する。</li> <li>●業務停止期間における事業所窓口等を明示、また、業務停止中の消毒等の情報や従業員の対応等について説明を行う。</li> <li>●出来る限り、文書により提示する。</li> <li>(4)再開基準の明確化</li> <li>●保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。</li> <li>●停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。</li> <li>●専業務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。</li> </ul> <li>● 寒務を有開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。</li> <li>ことができるよう準備しておく。</li> <li>5. 感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。</li>		
て、休業を検討する指標を明確にしておく。 【様式7】業務分類(優先業務の選定)を行い、サービス提供の優先順位を明確にしておく。 ●事前に、優先的にサービスを提供すべき利用者をリストアップしておく。 【様式7】【様式9】以書時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。 ●感染の疑いのある利用者が、少数であり陰性と判断されるまでの間については一時的に提供を休止する場合がある。 (2)訪問サービス等の実施検討 ●利用者のニーズや対応可能な職員に応じて、訪問サービスの実施を検討する。 ●訪問サービスが必要な利用者の優先度、およびケアの内容を事前に検討しておく。 【様式9】【様式9】【様式9】【様式9】【様式9】【 「様式9】【 「		
<ul> <li>◆事前に、優先的にサービスを提供すべき利用者をリストアップしておく。 【様式2】(様式2)(淡書時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。 ●感染の疑いのある利用者が、少数であり陰性と判断されるまでの間については一時的に提供を休止する場合がある。 (2)訪問サービス等の実施検討 ●利用者のニーズや対応可能な職員に応じて、訪問サービスの実施を検討する。 ●訪問サービスが必要な利用者の優先度、およびケアの内容を事前に検討しておく。 【様式9】(業式9)(災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。</li> <li>(3)利用者・家族への説明 ●管轄保健所の指示、指導助言に従い業務停止日と業務再開日を提示する。 ●業務停止期間における事業所窓口等を明示、また、業務停止中の消毒等の情報や従業員の対応等について説明を行う。 ●出来る限り、文書により提示する。</li> <li>(4)再開基準の明確化 ●保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ●保止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。</li> <li>●停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間としておりた場合業務を再開する。</li> <li>●係機関に再開となる旨を通知する。</li> <li>●ま務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。</li> <li>5. 感染拡大防止体制の確立 感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。</li> <li>5. 1 対応主体</li> </ul>	て、休業を検討する指標を明確にしておく。	
【様式9】災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を詰し合っておく。  ●感染の疑いのある利用者が、少数であり陰性と判断されるまでの間については一時的に提供を休止する場合がある。 (2)訪問サービス等の実施検討  ●利用者のニーズや対応可能な職員に応じて、訪問サービスの実施を検討する。 ●訪問サービスが必要な利用者の優先度、およびケアの内容を事前に検討しておく。 【様式9】災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。  (3)利用者・家族への説明 ●管轄保健所の指示、指導助言に従い業務停止日と業務再開日を提示する。 ●業務停止期間における事業所窓口等を明示、また、業務停止中の消毒等の情報や従業員の対応等について説明を行う。 ●出来る限り、文書により提示する。 (4)再開基準の明確化 ●保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ●停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。 ●修連期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間とて定めた期間を経過した場合業務を再開する。  ●養務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。  5. 感染拡大防止体制の確立 感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。  5. 1 対応主体		【様式2】
し合っておく。  ●感染の疑いのある利用者が、少数であり陰性と判断されるまでの間については一時的に提供を休止する場合がある。 (2) 訪問サービス等の実施検討  ●利用者のニーズや対応可能な職員に応じて、訪問サービスの実施を検討する。 ●訪問サービスが必要な利用者の優先度、およびケアの内容を事前に検討しておく。 [様式9] 数害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。  ① 業務停止期間における事業所窓口等を明示、また、業務停止中の消毒等の情報や従業員の対応等について説明を行う。 ●出来る限り、文書により提示する。 (4) 再開基準の明確化  ●保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ●停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。 ●原連期間からの大業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ●原理所がらの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ●原理所がらの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ● のより、大きにより提示する。 ● のは、本語の表にあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。  5. 感染拡大防止体制の確立 感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。  5. 1 対応主体	●事前に、優先的にサービスを提供すべき利用者をリストアップしておく。	
●感染の疑いのある利用者が、少数であり陰性と判断されるまでの間については一時的に提供を休止する場合がある。 (2) 訪問サービス等の実施検討 ●利用者のニーズや対応可能な職員に応じて、訪問サービスの実施を検討する。 ●訪問サービスが必要な利用者の優先度、およびケアの内容を事前に検討しておく。 [様式9] 災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。  (3) 利用者・家族への説明 ●管轄保健所の指示、指導助言に従い業務停止日と業務再開日を提示する。 ●業務停止期間における事業所窓口等を明示、また、業務停止中の消毒等の情報や従業員の対応等について説明を行う。 ●出来る限り、文書により提示する。 (4) 再開基準の明確化 ●保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ●停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。 ●摩務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。  5. 感染拡大防止体制の確立 感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。		
的に提供を休止する場合がある。 (2) 訪問サービス等の実施検討 ●利用者のニーズや対応可能な職員に応じて、訪問サービスの実施を検討する。 ●訪問サービスが必要な利用者の優先度、およびケアの内容を事前に検討しておく。 【様式9】 (揉式9】 (業式9】 (養元度を話し合っておく。) 「様式9】 (3) 利用者・家族への説明 ●管轄保健所の指示、指導助言に従い業務停止日と業務再開日を提示する。 ●業務停止期間における事業所窓口等を明示、また、業務停止中の消毒等の情報や従業員の対応等について説明を行う。 ●出来る限り、文書により提示する。 (4) 再開基準の明確化 ●保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ●停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。 ● (等に関係を適した場合業務を再開する。) ● (等に関係を適した場合業務を再開する。) ● (等に関係を適した場合業務を再開する。) ● (等に関係を適した場合業務を再開する。) ● (等ないまの検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。)  5. 感染拡大防止体制の確立 感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。		【标式9】
●利用者のニーズや対応可能な職員に応じて、訪問サービスの実施を検討する。 ●訪問サービスが必要な利用者の優先度、およびケアの内容を事前に検討しておく。 【様式9】 (様式9】 (様式9】 (様式9】 (様式9】 (表示) (表示) (表示) (表示) (表示) (表示) (表示) (表示)	的に提供を休止する場合がある。	
●訪問サービスが必要な利用者の優先度、およびケアの内容を事前に検討しておく。 【様式9】 (接式9】 (接式9】 (接式9】 (接式9】 (接式9】 (接式9】 (接式9】 (表生度を話し合っておく。  (3) 利用者・家族への説明 ●管轄保健所の指示、指導助言に従い業務停止日と業務再開日を提示する。 ●業務停止期間における事業所窓口等を明示、また、業務停止中の消毒等の情報や従業員の対応等について説明を行う。 ●出来る限り、文書により提示する。 (4) 再開基準の明確化 ●保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ●停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。 ● 業務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。  5. 感染拡大防止体制の確立 感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。		
【様式9】災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。  (3) 利用者・家族への説明 ●管轄保健所の指示、指導助言に従い業務停止日と業務再開日を提示する。 ●業務停止期間における事業所窓口等を明示、また、業務停止中の消毒等の情報や従業員の対応等について説明を行う。 ●出来る限り、文書により提示する。 (4) 再開基準の明確化 ●保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ●停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。 ●業務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。  5. 感染拡大防止体制の確立 感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。	●利用者の――人や対応可能な職員に応じて、訪問サービスの美施を検討する。	
<ul> <li>●管轄保健所の指示、指導助言に従い業務停止日と業務再開日を提示する。</li> <li>●業務停止期間における事業所窓口等を明示、また、業務停止中の消毒等の情報や従業員の対応等について説明を行う。</li> <li>●出来る限り、文書により提示する。</li> <li>(4)再開基準の明確化</li> <li>●保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。</li> <li>●停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。</li> <li>●業務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。</li> <li>5. 感染拡大防止体制の確立 感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。</li> <li>5. 1 対応主体</li> </ul>	●訪問サービスが必要な利用者の優先度、およびケアの内容を事前に検討しておく。 【様式9】災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)に利用者情報を記入し、優先度を話 し合っておく。	
<ul> <li>●管轄保健所の指示、指導助言に従い業務停止日と業務再開日を提示する。</li> <li>●業務停止期間における事業所窓口等を明示、また、業務停止中の消毒等の情報や従業員の対応等について説明を行う。</li> <li>●出来る限り、文書により提示する。</li> <li>(4)再開基準の明確化</li> <li>●保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。</li> <li>●停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。</li> <li>●業務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。</li> <li>5. 感染拡大防止体制の確立感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。</li> <li>5. 1 対応主体</li> </ul>		
<ul> <li>●業務停止期間における事業所窓口等を明示、また、業務停止中の消毒等の情報や従業員の対応等について説明を行う。</li> <li>●出来る限り、文書により提示する。</li> <li>(4) 再開基準の明確化</li> <li>●保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。</li> <li>●停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。</li> <li>●業務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。</li> <li>5. 感染拡大防止体制の確立感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。</li> <li>5. 1 対応主体</li> </ul>	(3)利用者·家族への説明	
業員の対応等について説明を行う。  ●出来る限り、文書により提示する。  (4)再開基準の明確化  ●保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。  ●停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。  ●業務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。  5. 感染拡大防止体制の確立 感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。  5. 1 対応主体	●管轄保健所の指示、指導助言に従い業務停止日と業務再開日を提示する。	
<ul> <li>(4)再開基準の明確化</li> <li>●保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。</li> <li>●停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。</li> <li>●業務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。</li> <li>5. 感染拡大防止体制の確立感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。</li> <li>5. 1 対応主体</li> </ul>		
<ul> <li>(4)再開基準の明確化</li> <li>●保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。</li> <li>●停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。</li> <li>●業務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。</li> <li>5. 感染拡大防止体制の確立感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。</li> <li>5. 1 対応主体</li> </ul>	●出来る限り、文書により提示する。	
<ul> <li>●保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。</li> <li>●停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。</li> <li>●業務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。</li> <li>5. 感染拡大防止体制の確立 感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。</li> <li>5. 1 対応主体</li> </ul>		
期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。  ●業務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。  5. 感染拡大防止体制の確立 感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。  5. 1 対応主体		
●業務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた 関係機関に再開となる旨を通知する。  5. 感染拡大防止体制の確立 感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。  5. 1 対応主体	●停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。	
感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。  5. 1 対応主体	●業務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた 関係機関に再開となる旨を通知する。	
感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。  5. 1 対応主体		
ことができるよう準備しておく。 5. 1 対応主体	5. 感染拡大防止体制の確立	
		3
	5. 1 対応主体	
	災害対策本部長の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。	【様式1】

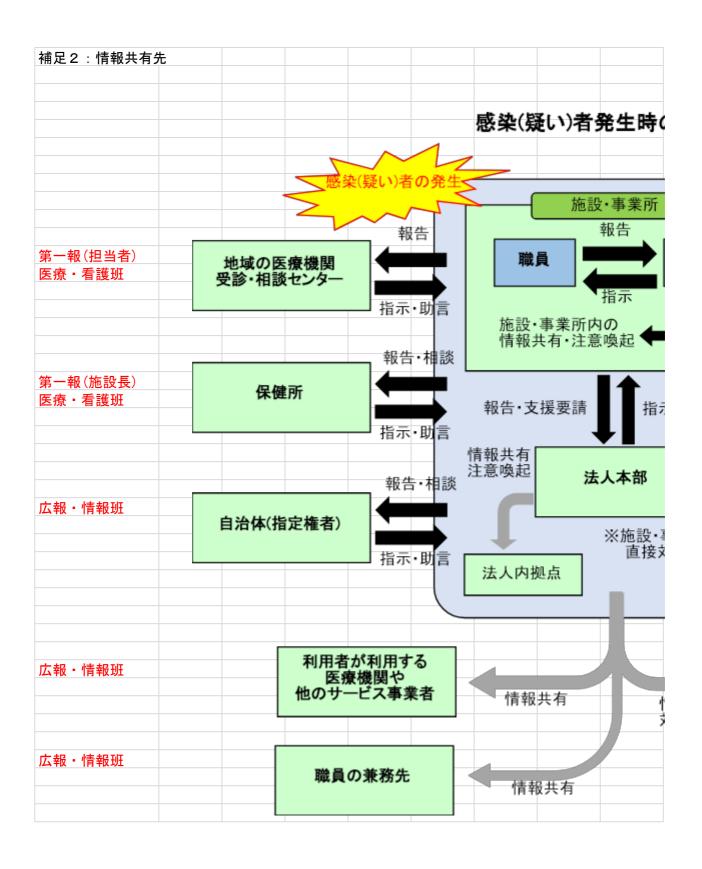
(1-1)感染対策の指示を仰ぐ ●消毒範囲、消毒内容、運営を継続(又は一時休業)するために必要な対策に関する相		
● 万毎地西、万毎内谷、建宮を秘称(久は一時が来)するために必要な対象に関する伯 談を行い、指示助言を受け、実施する。		L
(2)接触者への対応		
(2-1)利用者 自宅待機		
<ul><li>●自宅で待機する。</li></ul>		
(2-2)利用者 相談支援事業所との調整		
●自宅待機中の生活に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所等と調	【様式2】	
<u>整を行う。</u>	【1 <b>水工</b> (2】	H
		L
		L
		L
		L
		L
		L
		L
	V	L
		L
(3)防護具、消毒液等の確保		
(3-1)在庫量・必要量の確認		
●個人防護具、消毒剤等の在庫量・保管場所を確認する。		
●利用者の状況等から今後の個人防護具や消毒等の必要量の見通しをたて、物品の確		
保を図る。 【様式6】備蓄品リストを見直す。	【様式6】	
●個人防護具の不足は、職員の不安につながるため、充分な量を確保する。 (3-2)調達先・調達方法の確認		
<ul><li>●通常の調達先から確保できない場合に備え、複数の業者と連携しておく。</li></ul>	1	
●自法人内で情報交換し、調達先・調達方法を検討する。 【様式2】施設外・事業所外連絡リストの取引先を見直す。		
●不足が見込まれる場合は自治体、事業者団体に相談する。	【様式2】	
<ul><li>●感染拡大により在庫量が減るスピードが速くなることや、依頼してから届くまで時間が</li></ul>		
かかる場合があることを考慮して、適時・適切に調達を依頼する。		L
(4) <b>情報共有</b>		
(4-1)事業所内・法人内での情報共有		
●時系列にまとめ、感染者の情報、感染者の症状、その時点で判明している濃厚接触者 の人数や状況を報告共有する。		
●管轄内保健所や行政からの指示指導についても、関係者に共有する。		
●利用者・職員の状況(感染者、濃厚接触者、勤務可能な職員数等)、休業の期間、休業中の対応、再開の目安等について、施設内・法人内で共有する。	【補足2】 【補足3】	
●事業所内での感染拡大を考慮し、社内イントラネット等の通信技術を活用し各自最新 の情報を共有できるようにする。		
●感染者が確認された事業所の所属法人は、当該事業所へ必要な指示指導の連携を図る。		

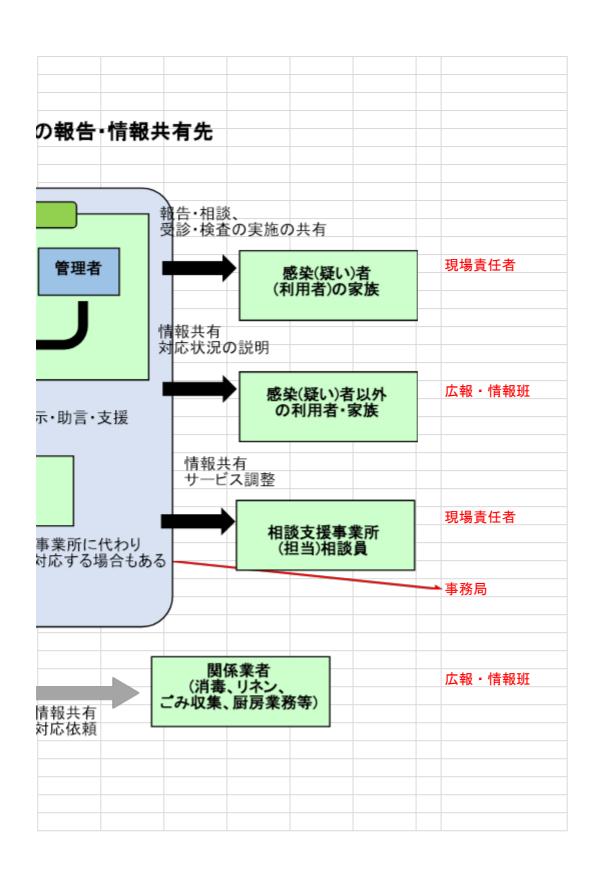
●休業の有無、休業の期間、休業中の対応、再開の目安等について、利用者・家族と情 報共有を行う。	【補足2】
●必要に応じて文書にて情報共有を行う。	【補足3】
●必要に応じて文書にて情報共有を行う。 (4-3)自治体(指定権者・保健所)との情報共有	
●休業の有無、休業の期間、休業中の対応、再開の目安等について、指定権者、保健	
所と情報共有を行う。	【補足2】 【補足3】 【** +** 2】
●必要に応じて文書にて情報共有を行う。	【様式2】
(4-4)関係業者等との情報共有	
●休業の有無、休業の期間、休業中の対応、再開の目安等について、居宅介護支援事業所、委託業者等と情報共有を行う。	
●感染者や濃厚接触者となった職員の兼務先を把握している場合は、個人情報に留意 しつつ必要に応じて情報共有を行う。	【補足2】 【補足3】 【様式2】
<ul><li>●必要に応じて、個人情報に留意しつつ、相談支援事業所等と相談し、地域で当該利用者が利用等している医療機関や他サービス事業者への情報共有を行う。</li></ul>	
(5)過重労働・メンタルヘルス対応	
(5-1) 労務管理	
●職員の感染状況等に応じて勤務可能な職員をリストアップし、調整する。	
●職員の不足が見込まれる場合は、早めに応援職員の要請も検討し、可能な限り長時 間労働を予防する。	
●勤務可能な従業員の中で、休日や一部の従業員への業務過多のような、偏った勤務	
とならないように配慮を行う。	
●事業所の近隣において宿泊施設、宿泊場所の確保を考慮する。	
(5-2)長時間労働対応 ●海绵は長島時間労働対応	
●連続した長時間労働を余儀なくされる場合、週1日は完全休みとする等、一定時間休めるようシフトを組む。	
●定期的に実際の勤務時間等を確認し、長時間労働とならないよう努める。	
●休憩時間や休憩場所の確保に配慮する。	
(5-3)コミュニケーション	
●日頃の声かけやコミュニケーションを大切にし、心の不調者が出ないように努める。	
●風評被害等の情報を把握し、職員の心のケアに努める。	
(5-4)相談窓口	
●事業所内又は法人内に相談窓口を設置するなど、職員が相談可能な体制を整える。	
●自治体や保健所にある精神保健福祉センターなど、外部の専門機関にも相談できる体制を整えておく。	
(6)情報発信	
(6-1)関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応	
●法人内で公表のタイミング、範囲、内容、方法について事前に方針を決めておく。	
●公表内容については、入所者・家族・職員のプライバシーへの配慮が重要であることを 踏まえた上で検討する。	
●取材の場合は、誰が対応するかをあらかじめ決めておく。複数名で対応にあたる場合 も、対応者によって発信する情報が異ならないよう留意する。	
●利用者・家族・職員が、報道を見て初めてその事実を知ることがないように気をつける。発信すべき情報については遅滞なく発信し、真摯に対応する。	【補足2】 【補足3】
●情報発信に関する注意点(感染者の情報を職員個人の判断で公表しない、職員同士で利用者及び家族の前や公共の場で話さない、齟齬がないようできるだけ書面を用いて発信する等)を記載しておく。	
●情報発信の必要性については、施設だけで判断できない場合は、行政担当者、関係	

(6-2)利用者への再開支援について			
●特に通所系サービスでは、感染症への不安等から、利用サービスの利用を一時的に停止する、いわゆる「利用控え うな場合、利用者が本来必要とするサービスが行き届かな 当該利用者に対し、	」が起きる場合がる くなる可能性があ	ある。そのよ ることから、	
・相談支援員と連携し、定期的に利用者の健康状態・生 ・利用者の希望等、必要に応じて代替サービスの利用を とともに、利用者本人・家族の感染不安等に寄り添いつつ、 ・これまで利用していた介護サービスは心身の状態を維	:検討する 、		
・事業所において徹底した感染防止対策を実施している 等を説明する等により、サービスの利用再開に向けた利用 検討する。	ع ت		
<更新履歴> 更新時の更新内容も記入しておくと、 なる。	更新前との比較		
なる。 日付 更新内容	更新前との比較	が容易に承	
なる。	更新前との比較		
<b>なる。</b> 日付 更新内容 認	更新前との比較	承	
<b>なる。</b> 日付 更新内容 認	更新前との比較	承	
<b>なる。</b> 日付 更新内容 認	更新前との比較	承	
<b>なる。</b> 日付 更新内容 認	更新前との比較	承	

補足1:対応フローチャート	ガイドラインを転用	
感染症(疑い)者発生時(	<b>のフローチャート</b>	
0. 平時対応 (1)体制構築・整備 ①意思決定者、担当者の決定 (2)感染防止に向けた取組の	1. 感染疑い者の発生 発熱・咳 腹痛・嘔吐など	事業所へ利用相談
実施 ①最新情報(感染状況、政府 や 自治体の動向等)の収集	いつもと違う様子 職員・利用者の健康状態。と	陽性
②基本的な感染症対策の徹底 ③利用者・職員の体調管理 ④事業所内出入り者の記録管理	2. 初動対応	
(3)防護具・消毒液等備蓄品 の確保 ①保管先・在庫量の確認、備 素 (4)研修・訓練の実施	(1)第一報 ①管理者へ報告 ②地域で身近な医療機関、 受診・相談センターへ連絡	3. 検査
①BCPの共有 ②BCPの内容に関する研修 ③BCPの内容に沿った訓練 (5)BCPの検証・見直し	③事業所内・法人内の情報共 有 ④指定権者への報告 ⑤家族への報告	
(3)日の下の「快血」元直の	(2) <b>感染疑い者への対応</b> ①利用休止 ②医療機関受診	陰 性
	(3)消毒・清掃等の実施 ①場所(共用スペース等)、 方法の確認	利用継続
		1 2713452496

4. 休業の検討	
①都道府県、保健所等と調整	
②相談支援事業所との調整	
③利用者・家族への説明	
④再開基準の明確化	
5.感染拡大防止体制の確立	
(1)保健所との連携	
①感染対策の指示を仰ぐ	
(2)接触者への対応	
<利用者>	
①場合によって自宅待機	
②相談支援事業所へ報告	
(3)防護具、消毒液等の確保	un.
①在庫量、必要量の確認	型 型
②調達先・調達方法の確認	<b>一</b>
	開
(4) <b>情報共有</b>	
①事業所内・法人内での情報	
共有 の利用者 宮佐しの様おせた	
②利用者・家族との情報共有	_
③自治体(指定権者·保健所)	
との情報共有 ④関係業者等との情報共有	
受財派未有寺との情報共有	
(5)過重労働・メンタルヘルス対応	
① 労務管理 ② 長時間労働対	
応	
<u> </u>	
①関係機関・地域・マスコミ等	
への説明・公表・取材対応	
HAD AN NA 1 3 4 3 4 9 40	





:3:情報	伝達の流れ			
区分	誰が	いつ	どこへ	
	連絡者	タイミング	連絡先	
区分	誰が	いつ	どこへ	
	連絡者	タイミング	連絡先	
		l l		

 何を	どのように	密音占
情報の内容	連絡方法	H W M
IH TK V / F J · L	是""772	
I +	どのように	<b>初辛</b> 上
何を		笛息川
情報の内容	連絡方法	

様式1:推進体制の構成メ	`,,'\$—	
宋式 1. 在足体前の情次を		
担当者名/部署名		対策本部における職務(権限・役割)
看護部:比嘉えりか 電話:080-2340-8590	対策本部長責任者	<ul><li>対策本部組織の統括、全体統括</li><li>緊急対応に関する意思決定</li></ul>
看護部:とみしろ 電話:080−1752−8054	代行者	・対策本部長のサポート ・対策本部の運営実務の統括 ・関係各部署への指示

	様式2:施設	外•事業所外連	絡リスト		
-					

機関種別	名称	担当者	部署	電話番号	メールアドレス
 医療機関	南部医療センター			098-888-0123	
	111212111111111111111111111111111111111				
保健所	南部保健所			098-889-6351	
自治体	港川小学校				

住所	備考
I	

属性	ひがわ	かに():	磁目		ℷӹ拇∙チ	L   田 <i>孝</i>			
- - エック対象者の氏名		②		3	<u>/\/\/\/\</u>	<b>4</b> )	(5)		6
							-		
月日 エック項目		/	/	/	/	/	/	/	/

	7)	(8)	)	9		(10)	
/	/	/	/	/	/	/	

#### 補足4:様式6の備蓄品の目安計算シート

黄色の人数、ピンクの条件の部分を入力すると、必要数が計算されます。水色の条件は、確認し必

					)	人数			
	(1		(	2	3	4	⑤		
品目	使用量	単位	回数	単位	職員[人]	利用者[人]	日数[日]	必要量	単位
ハンドソープ	1	ml/回	3	回/日			60	0	ml
消毒用エタノール	3	ml/回	3	回/日			60	0	ml
手袋	1	双/回	3	双/日			60	0	双
手袋	1	双/回		回/日			60	0	双
環境整備用消毒液	5	1/回	3	回/日			60	15	本

## 研修資料(入所) 10ページ

- <参考>(例)
- ・手袋:清掃回数(最低3回)/日×清掃に関わる職員数×●日分 利用者数×ケア回数(オムツ交換、排泄介助、食事介助、他)/日×●日分
- ・ ハンドソープ: 1 ml/回× 3 回/日× ( 出勤従業員数 + 利用者数 ) × ●日分
- ・消毒用エタノール:3ml/回×ケア回数/日×出勤従業員数×●日(+利用者使用数)
- ・環境整備用消毒液 < 5%次亜塩素酸ナトリウム液600ml使用 >
- : 5 L/回の0.05%希釈液を3回/日 環境整備で使用した場合60日分で7.5本等

要に応じて修正して下さい。		
X(=/10 x   p mo x   c x   0		
式:①×②×(③+④)×⑤		
式:①×②×(③+④)×⑤		_
	清掃に関わる職員数	_
式:①×②×③×⑤		
式:①×②×④×⑤	ケア回数:オムツ交換、排泄介助、食事介助、口腔ケア	
式:①×0.05%×1リットル	消毒液は0.05%の希釈液を使用。1回5リットル使う	
	次亜塩素酸ナトリウム液5%)は、1本で600ml	

## 様式4:感染(疑い)者・接触(疑い)者管理リスト

## <感染(疑い)者>

報告日	感染者/ 感染疑い者	<ul><li>(水ずれかに 所属 (職員の 場合)</li><li>(水黄の 場合)</li></ul>		氏名	感染者 区分	発症日	出勤 可能日 (見込)
/		職員/入所 者/出入り 業者			本人/ 同居家族	/	/
/		職員/入所 者/出入り 業者			本人/ 同居家族	/	/
/		職員/入所 者/出入り 業者			本人/ 同居家族	/	/
/		職員/入所 者/出入り 業者			本人/ 同居家族	/	/

## <接触(疑い)者>

	( <b>XC</b> 0 · 7 · 10 / 2					
報告 日	接触者/ 接触疑い者	触者/ (いずれかに (職員の 場合) <b>感染者</b> <b>区分</b>		発症日	出勤 可能日 (見込)	
/		職員/入所 者/出入り 業者		本人/ 同居家族	/	/
/		職員/入所 者/出入り 業者		本人/ 同居家族	/	/
/		職員/入所 者/出入り 業者	-	本人/ 同居家族	/	/

(感染(疑い)者が会った職員名・触った事業 所箇所等)	管理 完了

接触した感染(疑い)者の職員名・利用者、状況等	<b>管理</b> 完了



様式5:(部署ごと)職員緊急連絡網				

氏名	部署	役職	電話番号	電話番号
		管理者•児童多	· · ·達支援管理責任者	080-1752-8054
伊佐 水晶		児童指導員		080-6498-9805
砂川 めぐみ		指導員		080-8954-1302

<b>声電話</b>	備考
メールアドレス	UT C

様式6:備蓄品リスト	(注)施設・事業所の状況に応じて、リスト内の品目を追加・削
	(注)一部の品目の必要数は、補足4の目安計算シートを参照

備蓄品の管理をするため記入する。(※必要応じてシートをコピーして使用。)

Ma		備	蕃量	N = =	W-708	334 A.L.	/DATES
No.	品目	目安	備蓄量	必要量	過不足量	単位	保管場所
1	マスク(不織布製マスク)						
2	サージカルマスク(N95)						
3	体温計(非接触型体温計)						
4	ゴム手袋(使い捨て)						
5	フェイスシールド						
6	ゴーグル						
7	使い捨て袖付きエプロン						
8	ガウン						
9	キャップ						
10	次亜塩素酸ナトリウム液						
11	消毒用アルコール						
12	ガーゼ・コットン						
13	トイレットペーパー						
14	ティッシュペーパー						
15	保湿ティッシュ						
16	石鹸・液体せっけん						
17	おむつ						
18	ビニール袋						
19	靴カバー						
20							
21							
22							
23							
24							
25							

除してください	
してください	

担当者	調達先	備考

様式7:業務分類(	優先業務の選定)	(注)施設・事業所の状況に応	じて、項目の追加・削除・値
施設の業務を重要	度に応じて4段階に分類し	、出勤状況を踏まえ縮小・休」	上する。入所者・利用者のか
分類名称	定義	業務例	30%
	業務の基本方針		生命・安全を守るために 必要最低限のサービスを 提供
A:継続業務	・優先的に継続する業務・通常と同様に継続すべき業務	 (表事、	食事(必要最低限のメニュー) 排泄 医療的ケア
B:追加業務	・感染予防、感染拡大防止の観点から新たに発生する業務	利用者家族等への各種情報提供、 空間的分離のための部屋割り変 更、 施設内の消毒、 来所者の体温測定、等	利用者家族等への各種情報 提供 空間的分離のための部屋割 り変更 施設内の消毒
C:削減業務	・規模、頻度を減らすことが可能な 業務	機能訓練	機能訓練
D:休止業務	・上記以外の業務		以下の休止 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会 ・機能訓練

## 多正してください

## 健康・身体・生命を守る機能を優先的に維持する。(出勤率をイメージしながら

出勤率						
50%	70%	90%				
食事、排泄を中心 その他は休止または減	一部休止するが ほぼ通常通り	ほぼ通常通り				
食事 排泄 医療的ケア 清拭	食事  排泄  医療的ケア  清拭	食事 排泄 医療的ケア				
利用者家族等への各種情報 提供 空間的分離のための部屋割 り変更 施設内の消毒	利用者家族等への各種情報 提供 空間的分離のための部屋割 り変更 施設内の消毒	利用者家族等への各種情報 提供 空間的分離のための部屋割 り変更 施設内の消毒 来所者の体温測定				
機能訓練	機能訓練	機能訓練				
以下の休止 ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会 ・機能訓練	以下の縮小(実施回数の制限) ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者とその家族の交流 ・利用者の外出の機会 ・機能訓練	以下の縮小(実施回数の制限) ・事務管理業務 ・研修、教育、各種委員会活動 ・レクリエーション ・利用者に代わって行う行政機関等への手続 ・利用者との家族の交流 ・利用者との外出の機会 ・機能訓練				

様式8:来所者立ち入り時体温チェックリスト					

月日	立ち入り 時間	退出時間	企業名 (利用者のご家族の場合は記入不要)	氏名

訪問先 (立ち入り者名/担当者名な	検温結果 (体温を記載)	備考

訪問先 (立ち入り者名/担当者名な ど)	検温結果 (体温を記載)	備考